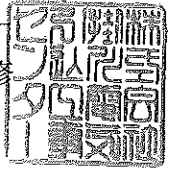


2026.7.24

(株)掛川電気引込工事センター

代表取締役社長 中村 修



2026 年度 第 2 回 役員会 次第

日時： 2026 年 7 月 24 日（金） 16：00～17：00

場所： 中電パワーグリッド株式会社 掛川支社 5 階会議室

目安時間

➤ 中村社長あいさつ

5 分

➤ 島岡顧問あいさつ

5 分

【議題】

➤ 事務局から

5 分

・ 2026 年度 7 月異動に伴う（新）役員会名簿の配布

➤ 保安協会からの報知事項

10 分

- ・ 「技術資料代の再開」及び「インターネット申込割引の廃止」について
- ・ 「電気使用安全月間（8 月）」の PR
- ・ 「竣工検査手数料等」の変更について

➤ 中部電力 PG からの報知事項

20 分

- ・ 感電死傷事故に関する注意事項（経済産業省発信文書）
- ・ MC キャップの一部廃止について
- ・ 「託送供給等に係る収入の見通し」の変更（期中調整）承認申請について

➤ 中村社長からの情報共有事項

15 分

- ・ 道路交通法施行令の改正（生活道路の法定速度引下げ）
2026 年（令和 8 年）9 月 1 日より施行される改正道路交通法施行令
- ・ 改正労働施策総合推進法（カスタマーハラスメント対策の義務化）
2026 年（令和 8 年）10 月 1 日より施行される「改正労働施策総合推進法」

☞ 役員会終了後の懇親会は開始時刻を 17：45 とさせていただきます

（6/24 開催案内では 17：30～としておりました。 場所は「ことのや」で不変。

株式会社 掛川電気引込工事センター 役員会名簿 (18名)

2026/7/1付



<社外役員>

氏 名	役 職	所 属	転出異動(前 任 者)
島 岡 正 孝	顧 問	中部電力PG(株)掛川支社 支社長	
木 下 光 晴	参 与	中部電力PG(株)掛川支社 副支社長 兼 磐田営業所長	
清 水 健 次	参 与	〃 契約サービスグループ長	
栞 原 宏 有	参 与	〃 配電建設グループ長	
横 山 稔	参 与	(一財)中部電気保安協会 掛川営業所長	山口倫孝

松 永 嗣 也	副参与	中部電力PG(株)掛川支社 契約サービスグループ 副長	杉山隆司 小笠原美紀
天 野 拓 路	副参与	〃 配電建設グループ副長	

<社内役員>

氏 名	役 職	事 業 所	ブロック
中 村 修	代表取締役社長	(有)中村電気設備	掛 川
河 原 崎 真 義	常務取締役	(株)三和電設	掛 川
池 本 友 也	取締役	池本電気工事	菊 川
阿 形 正 好	取締役	(株)阿形電気	南 部
鈴 木 基 文	取締役	(株)立正電気	袋 井
尾 崎 昌 志	取締役	(有)佐藤デンキ	森・山梨
寺 井 将 晃	取締役	(有)中泉電気工業	磐 田
岡 本 大 亮	監査役	(同)岡本電気工事店	菊 川
深 田 克 人	監査役	深田電気	磐 田

<事務局>

杉 村 敏 治	事務局長	掛川電気工業協同組合 事務長	
三 木 奈 美	事務局	(株)掛川電気引込工事センター 事務局	

作成: (株)掛川電気引込工事センター 事務局 三木
連絡先 0537-26-9234

2026年7月24日

掛川電気工業協同組合 様

一般財団法人 中部電気保安協会

「技術資料代の再開」及び「インターネット申込割引の廃止」
について（お願い）

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、電気保安の確保ならびに弊協会の事業運営に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊協会では、新設案件における円滑な竣工検査の実施および保安管理業務の適切な開始に向け、電気工事店様との連携強化を重要な取り組みとして位置付けております。

このたび、電気工事店様から日頃ご協力いただいている技術資料のご提供等に対する取扱いを見直し、下記のとおり制度を変更させていただくことといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 技術資料代の再開

新設案件において、図面等の技術資料のご提供、竣工検査への立会い、ならびに設備に関する技術情報のご提供等に対し、技術資料代をお支払いいたします。

適用開始時期：2026年7月中旬

2. インターネット申込割引の廃止

技術資料代の再開に伴い、現行のインターネット申込割引制度は廃止とさせていただきます。

廃止時期：2026年12月

弊協会は電気工事店様との連携を一層強化し、新設案件における円滑な保安管理業務の実施と、お客さまへ安全・安心な電気設備環境の提供に努めてまいりますので、引き続きのご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上

8月は 「電気使用安全月間」です

8月1日(土)～8月31日(月)

2026年度 電気使用安全月間ポスター

経済産業省は発汗や集中力の低下で感電事故が起こりやすい8月を「電気使用安全月間」と定め、関係団体と連携し、全国で電気事故の未然防止を目的とした安全啓発活動を展開しています。

■ 2026年度「電気使用安全月間」重点活動テーマ

- 見えない電気の危険を知り、配線やコンセントを見直すことで感電・火災を防ぎましょう
- 無資格者の電気工事は法令違反です、必ず電気工事の資格を持った方に依頼しましょう
- 電気設備の点検作業を行う際は、安全に保守点検が行えるような対策を構築しましょう
- 受変電設備に立ち入る際は、事前に電気主任技術者に連絡しましょう
- 地震、雷、風水害などの自然災害に備えた電気設備の対策を講じ、安心・安全な生活を守りましょう



あなたが防ぐ電気事故

電気使用安全月間

2026年8月1日～31日

主催：経済産業省

まかせて安心 電気の保安
中部電気保安協会

QRコード

■ 中部電気保安協会の主な取り組み

- 街頭キャンペーンによる電気使用安全の呼びかけ
- テレビ・ラジオCMや新聞広告などによる啓発活動の展開
- 社会福祉施設などの特別点検 など



2025年度街頭キャンペーンの様子



テレビCM「チャッピー家庭2」篇

その他の活動の様子は
二次元コードからも
ご覧いただけます



電気安全講演会の開催について(電気使用安全月間中部連絡会主催)

- 開催日時／8月5日(水)13:10～15:50
- 開催場所／中電ホール(名古屋市東区東新町1番地)
- YouTube配信／編集後すみやかに～9月30日(水)

事前登録は
こちら



講演会題目	講演時間	講師・担当団体等
①令和7年度電気事故の概要及び自家用電気工作物の立ち入り検査結果について	45分	中部近畿産業保安監督部
②災害を防ぐための危険感受性と体感教育の重要性	45分	株式会社トーエネック教育センター 安全創造研修G
③電気事故・故障の発生状況と防止策	40分	一般財団法人 中部電気保安協会

2026年7月24日

掛川電気工業協同組合 様

一般財団法人 中部電気保安協会

「竣工検査手数料等」の変更について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊協会では、経営の効率化や経費削減、新規事業による収益確保に取り組んでまいりましたが、昨今の人件費や調達資材コストの上昇により、これまでの手数料水準を維持することが困難な状況となっております。

つきましては、2027年4月1日お申し込み分より、竣工検査手数料等を改定させていただきますので、ご案内申し上げます。

関係の皆様にはご負担をおかけすることとなり恐縮に存じますが、今後も安定した事業運営とサービス品質の維持・向上に努めてまいります。
ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、料金の詳細につきましては、検査等のお申し込みの際に個別にご案内申し上げます。ご不明な点がございましたら、管轄する営業所までお問い合わせください。

敬 具

感電死傷事故を防ぐために

はじめに(本資料の趣旨・目的)

本資料は、第34回 電力安全小委員会(令和8年3月12日開催:資料1-2「電気設備に係る重大事故の発生状況と対応について」)における近年の感電死傷事故の傾向分析を踏まえ、電気工作物に係る工事、点検及びその周辺作業(例えば、電線付近での樹木伐採・剪定、足場組立、クレーンを使用する建設工事等)において、感電による死傷事故を防止するために有効と考えられる事項の例を示したものです。

現場ごとに電気設備等の構成や適切な作業内容、実施体制は異なるため、本資料の内容をもって安全が確保されるものではなく、現場の状況に応じた感電死傷事故対策を講じることが重要です。本資料はその前提で、事故防止対策の参考にしていただく趣旨のものです。各現場における事故防止対策の一助になれば幸いです。

①作業前の連絡及び情報共有を確実に行う

感電事故は、作業に着手する前の段階において、関係者間の連絡が具体性を欠いたまま行われ、認識の差異が生じることで発生する場合があります。連絡や打合せを行ったとしても、伝達すべき内容が具体的に共有されていなければ、安全は確保できません。

作業前に、関係者の間で次のような事項が明確になっているかを確認してください。

- 作業内容及び作業範囲(どこまでが対象であり、どこから先は対象外であるか)
- 停電の要否及び停電範囲(停電する回路の近くに、充電区画はないか)
- 充電部の位置(作業範囲の内外に充電部がどこにあるのか)
- 立入の可否及び条件(誰が、どの手続を経て、どの範囲まで立ち入ることができるか)
- 作業途中で変更が生じた場合の取り扱い(誰に連絡し、どの時点で作業を中断するか)
- 一次請け及び二次請け以降を含め、必要な情報が関係者に伝達されているか(詳細は⑦を参照)

事例として、事前の連絡が十分に行われなかったために充電状態の電気設備に近づいたケースや、停電範囲に関する認識にずれが生じたことにより充電区画に立ち入ったケースが報告されています。

また、下見や調査を目的として電気室の扉等を開放し、立ち入った際、充電部に接触する事故も発生しています。実際の作業に入る前の行動であっても、電気室の扉等の開放及び立入を伴う場合には、実際の作業と同様の事項に留意した上で行う必要があります。

②「無電圧であること」を確認した上で作業に着手する

感電事故の主要な原因の一つとして、本来は無電圧で行うべき作業が、通電状態のまま実施されることが挙げられます。作業前に「無電圧であること」を確認することが必要です。

例えば、次のような事項に留意してください。

- 遮断操作により無電圧にできる場合であっても、検電器等により無電圧であることを現場で確認する
- 作業対象のみならず、周辺の回路や別系統の影響についても考慮する

- 作業中に条件の変更が生じた場合は、無電圧の前提を改め、最初から確認をし直す
- 作業中は開路した開閉器を施錠する、若しくは通電禁止に関する表示をする、または監視人を置く

事例として、計画にない測定を追加した際に遮断操作を行わないまま作業を進め、充電部に接触したケースや、本来は電気主任技術者に依頼して遮断操作を行うべきところ、当該手順を省略し、活線状態のまま接続作業を行ったケースが報告されています。

また、配線の逆接続や仮設配線の影響により、想定外に充電状態となっていた箇所に接触した事例も報告されています。「止めたはず」「切ったつもり」という思い込みによらず、現場の状態をその都度確認することが重要です。

③危険区画への接近及び立入を仕組みにより管理する

キュービクルや配電盤の内部は、扉の開放や身体の接触等のわずかな動作により充電部に接触し得る環境です。危険区画への接近及び立入については、個人の注意に依存するのではなく、施錠、表示、立入条件の設定等、管理上の仕組みにより安全を確保する必要があります。

例えば、次のような事項に留意してください。

- 危険区域の範囲を明確に定める
- 立入条件(許可、立会い、対象範囲、対象者等)を整理し、関係者に周知する
- 防護設備(アクリル板、カバー等)をみだりに取り外さない

事例として、防護板を一時的に取り外して内部を確認しようとした際に充電部に接触したケースや、「汚れていて視認できない」「作業がしにくい」といった理由で防護設備を取り外し、内部に手を入れた結果、充電部に接触したケースが報告されています。

また、施錠がなされておらず、立入禁止のはずの電気室に作業員が単独で立ち入ることができる状態にあったことが事故につながった事例もあります。防護設備を取り外す必要が生じた場合は、作業を一旦中断し、手順を関係者と再確認した上で進めることが重要です。

④保護具の使用を前提とした作業計画を策定する

絶縁用保護具等の未使用は、事故の重篤化に直結する要因です。「保護具が用意されている」とことと、「現場で確実に使用されている」とことは異なります。短時間の作業や習熟した作業ほど使用が省略されやすい傾向があり、そのような判断が事故につながる場合があります。

例えば、次のような事項に留意してください。

- 作業内容及び電圧区分に応じた保護具を選定し、作業員に確実に使用させる
- 作業中も継続して使用し、途中で取り外さない
- 定期的に、絶縁用保護具等の絶縁性能について自主検査を行う

事例として、電源を遮断していない状態で絶縁用保護具を装着せずに素手のまま盤内作業を行い感電したケースや、「短時間の作業であるため」として絶縁手袋を外した状態で活線近接作業を行ったケースが報告されています。作業時には、保護具を着用することが重要です。

⑤作業中に「想定外」が発生した場合は一度立ち止まる

事故は、計画どおりに進行しているときよりも、作業の途中で「想定外」の状況が生じたときに発生しやすくなります

す。予定にない作業が生じた場合に、作業員のその場の判断で作業を継続するのではなく、一度中断して状況を確認し、監督者等の関係者に報告の上、作業の危険性等を検討し、想定されるリスクについては、作業再開前に対策を講じることが重要です。

例えば、次のような状況が生じた場合は、作業を中断して関係者に連絡し、前提条件(無電圧であること、安全措置の実施状況等)を改めて確認することが有効です。

- 図面又は表示の内容と現場の状態が一致しない
- 想定していない通電があることが疑われる
- 予定にない電気設備の測定、開放又は分解が必要となった
- 当初の作業範囲又は手順から逸脱することとなった
- 体勢が不安定であり、安全が確保できない状況にある
- 暑さ、疲労又は集中力の低下により、判断力に不安がある

事例として、調査中に予定外の測定を追加した際に安全確認を省略したケースや、点検箇所を途中で変更したことにより充電部に近接する作業となり、体勢を崩して接触したケースが報告されています。

「想定外」が発生した場合において、作業を中断して確認することは、作業の遅延と捉えるべきものではなく、事故を防止するための基本的な行動として位置付けることが重要です。

⑥電気工事以外の作業における感電の危険にも留意する

電気工事を直接目的としない作業であっても、電気設備の近傍で行われる場合には感電の危険性があります。足場の設置、クレーン作業、樹木の伐採、建物の解体等、直接電気工事に該当しない作業においても重大な感電事故が発生しています。

例えば、次のような事項に留意してください。

- 作業範囲内に電線、受電設備等の電気設備が存在しないか
- 作業に使用する機材(クレーン、高所作業車、足場等)の可動範囲が電気設備に接近するおそれがないか
- 離隔距離の確保又は防護措置の実施の必要性

事例として、電線の存在は認識していたものの、防護管の取り付けが必要であるという認識がないまま作業を進め、電線に接触したケースや、作業計画を途中で変更した際に電線との離隔距離を再確認しなかったために事故に至ったケースが報告されています。

直接電気工事を目的としない工事業者等が電気設備の近傍で作業を行う場合には、計画の早い段階で当該電気設備の設置者及びその電気主任技術者を含む関係者間で必要な安全対策を確認しておくことが重要です。

⑦情報は現場の作業員まで確実に伝達する

事故の多くは、必要な情報が関係者に十分に伝達されていないことに起因しています。特に多重の請負関係がある場合においては、一次請け及び二次請け以降へと伝達される過程で情報が希薄化し、現場の作業員に重要な情報が届いていないことがあります。

例えば、一次請けは次のような事項について、管理できているかを確認してください。

- 作業内容及び危険箇所に関する情報が、現場の作業員全員に伝達されているか
- 情報を伝達したという事実だけでなく、受け手が内容を正しく理解したことを確認しているか
- 作業中に「想定外」が発生した場合等の確認方法や監督者等への報告方法が、現場の作業員全員に伝達さ

れているか

事例として、一次請け側が活線作業の予定を把握していなかったために適切な指示が行われず、現場の作業員が通電状態を認識しないまま作業を行い、事故に至ったケースが報告されています。また、工事の範囲や作業条件が文書化されず、口頭での伝達にとどまっていたために、関係者間で認識の齟齬が生じたケースも報告されています。

情報の伝達においては、発信したかどうかではなく、受け手に確実に理解されているかどうか重要です。

⑧教育を通じて知識及び判断力を継続的に向上させる

感電事故の中には、ルールや手順の問題にとどまらず、電気に関する知識の不足や危険予知に関する判断力の不足が関係している場合があります。あらかじめ定められたルールや手順では想定されていない状況に直面した際に、必要な知識及び判断力があることが安全確保につながります。

例えば、次のような事項に留意してください。

- 作業手順の内容だけでなく、電気の安全確保の観点から当該手順が定められている理由についても教育を通じて理解の向上を図る
- KYT(危険予知トレーニング)等を活用し、危険予知に対する判断力を向上させる

事例として、屋内配線や回路の構成を十分に理解していなかったために、想定外の通電に気付かないまま作業を継続したケースや、充電部の存在を認識していたにもかかわらず、安全上の問題はないと判断して防護設備を取り外し、充電部に接触したケースも報告されています。

教育を通じた知識の向上を図るとともに、状況に応じた適切な判断及び対応ができる体制を維持しておくことが重要です。

⑨電気設備の特性及び季節による影響を見落とさない

感電の危険性は、電気設備の種類や作業環境によって異なります。需要設備や送配電線路に加え、近年では太陽電池発電所や水力発電所でも重大な感電事故が発生しています。

例えば、太陽電池発電所では、その性質上直流を扱うことから、太陽電池モジュールの配線を直列に接続してストリングを構成します。この際、配線の誤接続によって、本来並列に接続すべきストリング同士が直列に接続されてしまうこと等により、想定外の高電圧が発生し、その状態で配線のコネクタを開放し、アークが生じた結果、感電負傷が生じたといったケースが報告されています。直流電気設備に特有のリスクを踏まえた作業手順の整備及び教育の実施が必要です。

また、感電事故は夏季に多く発生する傾向があります。発汗により皮膚抵抗が低下し感電しやすくなること、暑さによる疲労や集中力の低下が安全確認の不足につながる場合があること等を踏まえ、作業環境を含めた安全対策を講じることが重要です。

以上

感電死傷事故に関する注意喚起

令和8年6月15日
経済産業省産業保安・安全グループ
電力安全課

日頃より、電気保安の確保にご尽力いただき、誠にありがとうございます。例年、夏季には感電による死傷事故が増加する傾向にあります。令和4年度から令和7年度に報告があった感電死傷に係る重大事故は35件であり、その内訳は、作業員の事故25件（そのうち、7月から9月度の夏季に15件発生）、第三者の過失等による事故10件となっています。また、直近の年度においては、太陽電池発電所及び水力発電所においても重大事故が新たに発生しています。

これらの事故の直接要因としては、電気工事業者にあつては「安全管理ルール・手順の周知不足・未徹底」が最も多く、他にも「安全管理ルールの不備」、「作業員の能力・知識の不足」が挙げられます。また、電気工事業者以外にあつては「他業者への注意・情報共有不足」などが挙げられます。

これから夏季を迎えるに当たり、特に下記の点に留意いただき、感電死傷事故の防止に努めていただくよう、改めて注意喚起いたします。

記

<設置者の皆様>

1. 電気主任技術者との連絡体制の確立による事前連絡の徹底

電気事業法第43条第5項に基づき、電気設備に関する工事等は、電気主任技術者の監督の下で行う必要があります。作業前に設置者から電気主任技術者に事前連絡することで安全な作業につながるところ、当該連絡をせず事故が発生した事例もあるため、工事等を実施する前に、必ず設置者自身が電気主任技術者に連絡するよう依頼してください。

2. 安全管理ルール・手順書の整備と現場での実行

感電死傷に係る重大事故の多くは、安全管理ルールや手順が未整備又は整備されていても周知・教育不足などにより現場で実行されていなかったことに起因しています。例えば、キュービクル内作業で手順書未整備のまま入室・作業するといった安全管理ルールの不備に起因する事故や、分電盤での作業時、感電防止措置を講じず素手で活線近接作業をするといった、安全管理ルール・手順の周知不足等に起因する事故が発生しているため、電気主任技術者と協同で安全管理ルール・手順書を整備し、工事等の実施者に対し、現場で確実に行われるように周知・教育をしてください。

3. 教育・指導の充実による判断力・基礎知識の向上

安全管理ルール・手順書にすることが馴染まないような事項における作業員等による現場での誤判断や一般的な電氣的知識の欠落等によると考えられる事故も発生しています。ルール・手順書だけでは対応しきれない現場判断については、電気主任技術者を通じて、例えば、KYT（危険予知トレーニング）や基礎的な電気知識に関する教育を行うことが有効と考えられます。

4. 第三者への注意喚起と情報共有

設置者の皆様が電気設備に関する工事等を行わない第三者（建設工事業者等）による電気工作物の近傍での作業が行われることを把握した場合にも、電気主任技術者に連絡し、保安対策の必要性を確認するとともに、当該第三者に対し電気設備の存在や感電リスクについての注意喚起を行うことが、第三者の過失等による重大事故を防止することにつながります。特に、以下のような工事や作業においては、電気主任技術者へ事前に連絡してください。

（電気主任技術者への事前連絡が重要な工事や作業）

- ・設備や建物の塗装工事、外壁工事などで足場やクレーンを使用する工事、地面の掘削を伴う工事、街路樹等の樹木伐採など、一見電気に関連しない工事や作業等（例えば、高圧の引込線のすぐ近くに工事作業のための足場を立ててしまい、そのまま作業を続けると高圧線に触れる危険があった事例など）
- ・エアコンやエレベーターに係る工事など、通常は電気室やキュービクルでの作業を伴わない工事等
- ・工事等の実施に先立つ下見作業等（例えば、保守点検作業の下見のためにキュービクルを開けてしまい、充電部に触れて感電した事例など）

5. 二次請け以上の事業者を含めた安全確保

二次請け以上の事業者には属する作業員の重大事故が発生しているため、このような二次請け以上の作業員が電気工作物の工事、維持又は運用を行う場合において、情報提供だけではなく、安全確保の観点から現場での指導・教育も含めた保安に関する指導をお願いします。

感電死傷に関する重大事故の発生状況と対応については、下記の資料をご参照ください。また、各現場における感電死傷事故の防止のため、必要に応じて、下記の別紙資料もご活用ください。

○電気設備に係る重大事故の発生状況と対応について（第34回電力安全小委員会 資料1-2）

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/denryoku_anzen/pdf/034_01_02.pdf

○別紙1：感電死傷事故を防ぐために

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2026/06/kanden_jikoboushi.pdf

○別紙2：感電死傷事故に関する事例集

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2026/06/kanden_jireisyu.pdf

また、電気工事等の発注者である設置者の皆様におかれましては、工事を発注する際に、労働安全衛生法第3条第3項に基づき、施工方法や工期などについて労働安全衛生を損なう恐れのある条

件を付さないようご配慮ください。具体的には、工期末に向けて工事を急かすことで現場が繁忙になることや、多数の業者が同時に入場して現場が混乱し、危険性が高まることがないように、十分にご注意ください。

皆様のご協力により、感電による死傷事故を未然に防ぐとともに、安全な作業環境を確保することにつながります。引き続き、電気保安の確保に努めていただきますようお願い申し上げます。

以上

【関係条文】

<電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）>

（主任技術者）

第四十三条 1～3（略）

- 4 主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
- 5 事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

<労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）>

（事業者等の責務）

第三条 1・2（略）

- 3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

電気工事店 各位

中部電力パワーグリッド株式会社

MCキャップの一部廃止について（お知らせ）

平素は、弊社電力事業に関し格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

トヨタ生産方式における業務かいぜん活動として、計器用端末キャップ（以下、MCキャップという。）の必然性を検討してまいりました。

今般、検証結果を踏まえ、一部を除いてMCキャップの取付を廃止することとしたため、今後の取り扱いについてお知らせいたします。

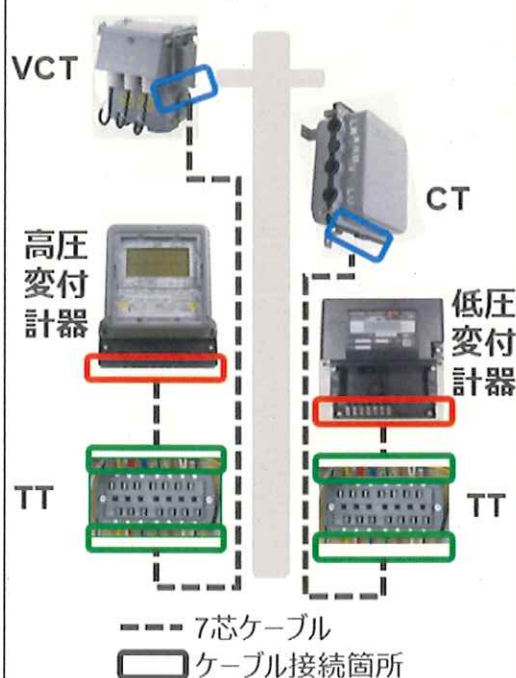
1 変更内容

(1) MCキャップ取付の一部廃止について

変成器２次側の配線に使用していたMCキャップの取付を下表のとおり一部廃止いたします。

変更前	変更後
計器用ビニルケーブル（メータキュービクル内の配線を含む。）の端末は、十分、かつ、確実に研磨し、計器用端末キャップ（変付用）を取付けること。なお、キャップの再使用は不可とする。	計器用ビニルケーブル（メータキュービクル内の配線を含む。）の端末は、十分、かつ、確実に研磨する。なお、計器用端末キャップ（変付用）は高圧用通信端末の電源ケーブルと共線する端子部（P2〔白〕、P3〔青〕）のみに限定して取付する。（キャップの再使用は不可とする。）

◆MCキャップ使用箇所



＜VCT・CT＞ MCキャップ7本→0本

・2次端子

7線ともMCキャップ**廃止**

＜高圧変付計器＞ MCキャップ7本→2本

・P2、P3端子

MCキャップ**取付要**

・高圧計器のP2、P3以外の端子

MCキャップ**廃止**

＜低圧変付計器＞ MCキャップ7本→0本

・7線端子全て

7線ともMCキャップ**廃止**

＜TT＞ MCキャップ14本→0本

・電源側

7線ともMCキャップ**廃止**

・負荷側

7線ともMCキャップ**廃止**

2026.07.24

(株)掛川電気引込工事センター

取締役会 15:00～

役員会 16:00～

情報共有事項

1. 道路交通法施行令の改正（生活道路の法定速度引下げ）

2026 年（令和 8 年）9 月 1 日より施行される改正道路交通法施行令

2. 改正労働施策総合推進法（カスタマーハラスメント対策の義務化）

2026 年（令和 8 年）10 月 1 日より施行される「改正労働施策総合推進法」

1. 道路交通法施行令の改正（生活道路の法定速度引下げ）

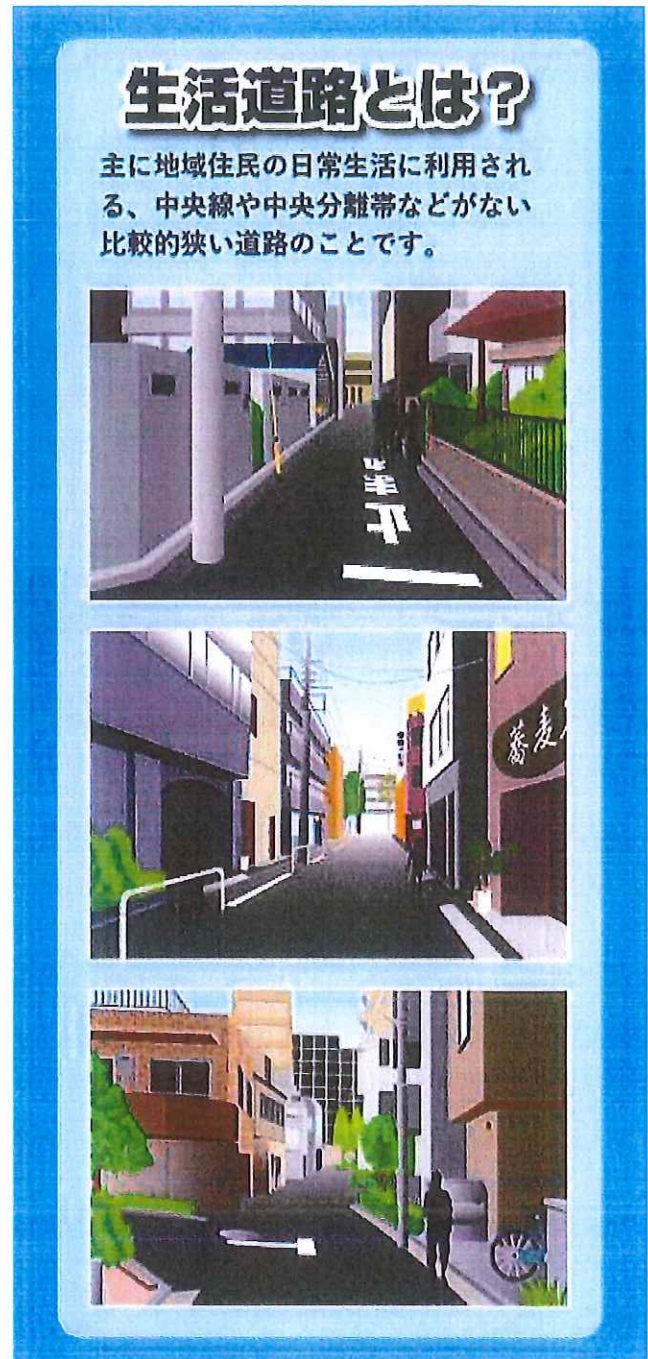
2026 年（令和 8 年）9 月 1 日より施行される改正道路交通法施行令

1.



警察庁・静岡県警察

2.

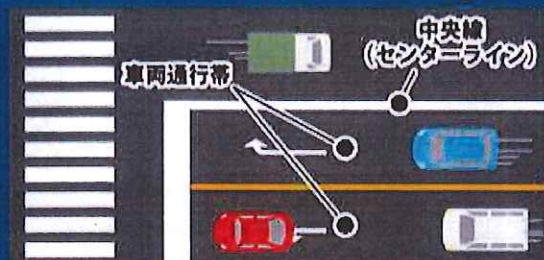


3.

▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼ 引き続き60km/hです

1

道路標識又は
道路標示による
**中央線又は
車両通行帯**が
設けられている
一般道路



2

道路の構造上又は
柵その他の工作物
により自動車の通
行が**往復の方向別
に分離**されている
一般道路



3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する
加速車線及び減速車線以外のもの（例として、料金所や
一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します）

4

自動車専用道路



4.

従前どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

例えば、道路標識により最高速度が40km/hと指定されている中央線がない道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識があった場合は、最高速度は40km/hとなる。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識が50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。

5.

ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守るとは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

こんな道は特に気を付けよう!

民家・商店が多い

通学路である

天候等で視界が悪い

カーブが多い

■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



問い合わせ先

■全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです

<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html>



2. 改正労働施策総合推進法（カスタマーハラスメント対策の義務化）

2026 年（令和 8 年）10 月 1 日より施行される「改正労働施策総合推進法」

令和8年4月1日から
静岡県カスタマーハラスメント防止条例が施行されました。



暴言・暴力



過度な要求



長時間の拘束



SNSへの投稿

あなたの言動、カスタマーハラスメントになっていませんか？

御法度！カスハラ

～カスハラゼロの静岡県へ～

静岡県は、お互いが尊重し合えるコミュニケーションを大切にし、
カスタマーハラスメントのない社会づくりを進めています。

静岡県 静岡県

令和8年4月1日から
静岡県カスタマーハラスメント防止条例が施行されました。



暴言・暴力



過度な要求



長時間の拘束



SNSへの投稿

あなたの言動、カスタマーハラスメントになっていませんか？

御法度！カスハラ

～カスハラゼロの静岡県へ～

静岡県は、お互いが尊重し合えるコミュニケーションを大切にし、
カスタマーハラスメントのない社会づくりを進めています。

静岡県 静岡県

事業主向け

就業者向け

令和 8 年（2026 年）10 月 1 日から 「カスタマーハラスメント対策」が事業主の義務

労働施策総合推進法の改正により、事業主にはカスタマーハラスメント対策を講じることが義務付けられました。

※労働施策総合推進法は、職場におけるハラスメント対策を定める法律です。

項目	パワハラ	カスハラ
相手	社内の人	社外の人（お客様・取引先・利用者など）
問題	労働者同士	労働者と顧客等

事業主には、カスハラをなくすことではなく、従業員をカスハラから守るための体制整備が求められています。

具体的には…

- カスハラに関する基本方針を示す
- 相談窓口を設ける
- 相談があった場合は適切に対応する
- 被害を受けた従業員を守る
- 再発防止策を講じる
- 従業員への教育・周知を行う

苦情は「内容」の問題、カスハラは「伝え方・要求の仕方」の問題です。

お客様の声には真摯に向き合う必要があります。一方で、怒鳴る、脅す、長時間拘束するなどの行為は、働く人の尊厳を傷つけます。

お客様の声を大切にしながら、働く人を守ることも組織の大切な責任です。

私たちは場面によっては、お客様でもあり、取引先でもあり、利用者でもあります。自分が今どの立場で話し、相手の話を聞いているのかを意識することが大切です。